

京丹後市まちづくり基本条例(平成19年条例第54号)新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>○京丹後市まちづくり基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月21日 条例第54号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成26年11月27日条例第41号 平成28年7月14日条例第36号</p> <p>(略)</p> <p>(青少年の権利)</p> <p>第13条 <u>満20歳未満</u>の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>○京丹後市まちづくり基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月21日 条例第54号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成26年11月27日条例第41号 平成28年7月14日条例第36号</p> <p>(略)</p> <p>(青少年の権利)</p> <p>第13条 <u>満18歳未満</u>の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。</p> <p>(略)</p>